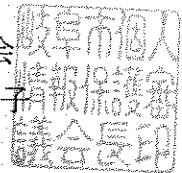


答 申 第 2 2 9 号
平成30年6月25日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池田 紀子



保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第10条第3項の規定に基づき、平成30年6月15日付け岐阜市民市第117号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について

(1) 事案の概要

岐阜市では、平成27年3月に「岐阜市地域福祉推進計画」（以下、「計画」という。）を策定し、誰もが安心していきいきと心豊かに暮らせる市民が主役のまちづくりの実現を目指し、地域福祉の推進に取り組んでいるところである。

現行の計画は、平成31年度をもって終了するが、次期計画を策定する際の基礎資料とするため、市民の地域福祉に関する意識、地域福祉活動等地域福祉に関する実態調査（以下「調査」という。）を実施する。

この調査を実施するため、調査対象者の抽出及びタックシールの作成に当たり、市民生活部市民課の保有する住民基本台帳の情報を利用目的以外の目的のために利用する。

(2) 利用目的以外の目的のために利用する保有個人情報 調査対象者の氏名、住所及び郵便番号

2 意見

適当なものと認める。